| No. | | | | 6 |
|---------------|-----------------------|----------------|-----------|--|
| 名称 | | | | 小田急相模原駅北口周辺地区 地区計画 |
| 決定(変更)告示日 | | | | 平成 5 年 11 月 9 日 (当初) 平成 26 年 3 月 31 日 (変更) 平成 29 年 11 日 27 日 (変更) |
| 告示番号 | | | | 座間市告示第 95 号 (当初) 座間市告示第 30 号 (変更) 座間市告示第 120 号 (変更) |
| 位置 | | | | 座間市相模が丘一丁目 |
| 面積 | | | | 約 1. Oha |
| 保全の方 | 地区計画の目標 | | | 本地区は、小田急小田原線小田急相模原駅北口に位置し、本市における地域拠点 として位置づけられている。 このため、市街地再開発事業の促進、敷地の共同化、協調建替等を図り、良好な都 市環境の形成と合理的な土地利用を促進することを目標とする。 |
| 針 備 • 開 | 土地利用の方針 | | | 駅周辺地区に位置することから、商業、業務の利便を増進するとともに、良質な都市型住宅の供給を図り、合理的な土地利用の促進を図る。 |
| 発 及 び | 地区施設の整備方針 | | | 地区内外の界隈性、回遊性の向上を図るため、歩道状空地を設置する。 |
| | 建築物等の整備方針 | | | 機能的で魅力ある駅周辺地区の形成、ゆとりある歩行者空間の確保及び健全で合理的な土地の高度利用を図るため、建築物の用途、敷地の規模、壁面の位置の制限及び建築物等の意匠について制限する。 |
| 地区整備計画 | 地区施設の配置 公共 及び規模 空地 | | | 歩道状空地 1 号 幅員 4m 延長 50m 歩道状空地 2 号 幅員 2m 延長 120m (建築基準法第 59 条第 1 項各号の 1 に該当 する建築物の敷地を除く。) |
| | 建築物等に関する事項 | 地区の区 域 | 地区の名 称 | 小田急相模原駅前西地区 |
| | | | 地区の面 積 | 約 0. 6ha |
| | | 建築物等の用途の制限 | | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 工場で建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営むもの。 2. 倉庫業を営む倉庫。 3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる風俗営業及び、同条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物並びに、建築基準法別表第2(と)項第5号に掲げるナイトクラブその他これに類する用途で政令に定める用途に供する建築物。 |
| | | 建築物等の意匠の制 限 | | 建築物の屋根、外壁その他外から望見される部分及び屋外公告物の色彩、形態等 の意匠は、街なみに配慮したものとする。 |

小田急相模原駅北口周辺地区 地区計画区域

